

第1次中種子町エコチャレンジ・プラン
中種子町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成30年03月

中種子町

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 目的	1
2 計画期間	1
3 対象範囲	2
4 対象となる温室効果ガス	2
第 2 章 温室効果ガス排出量の目標	3
1 方針	3
2 目標	4
第 3 章 取組内容	6
1 職員共通の取組	6
2 庁舎・施設管理所属職員等の取組	7
3 事務局の取組	8
第 4 章 計画の進行管理	10
1 推進体制	10
2 進行管理の仕組み	11
参考資料	
1 中種子町地球温暖化対策等委員会設置要綱	
2 対象組織・施設等一覧	
3 年間運用工程表	

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

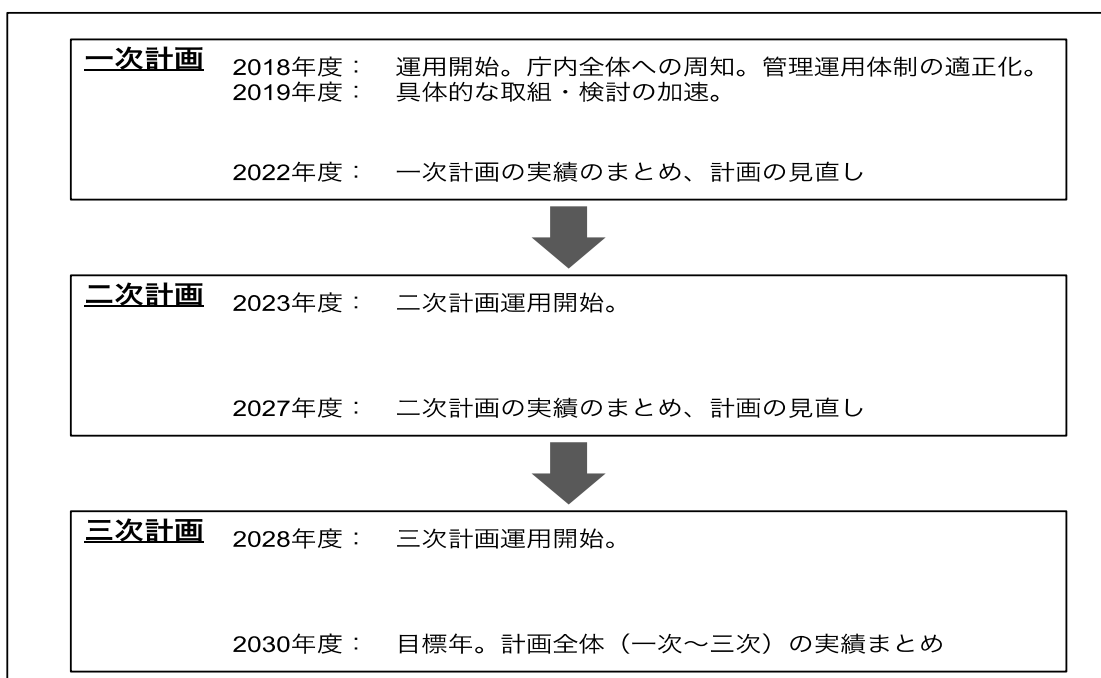
中種子町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「中種子町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「中種子町エコチャレンジ・プラン」という。）を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条(抜粋)

- 第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 計画期間

平成30（2018）年度から平成34（2022）年度の5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、平成25（2013）年度とします。本計画期間終了後、計画見直しを経て二次計画、三次計画へ進みます。



3. 対象範囲

「中種子町エコチャレンジ・プラン」の対象範囲は、中種子町役場の全事業拠点の事務及び事業とします（参考資料参照）。

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）として取組を推進していきます。

なお、次期計画策定時には、対象とする温室効果ガスを全種に拡充する予定です。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1. 方針

中種子町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

中種子町は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育てていくために、中種子町では、「中種子町エコチャレンジ・プラン」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3. 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

平成30年03月28日 中種子町長 田淵川 寿広

2. 目標

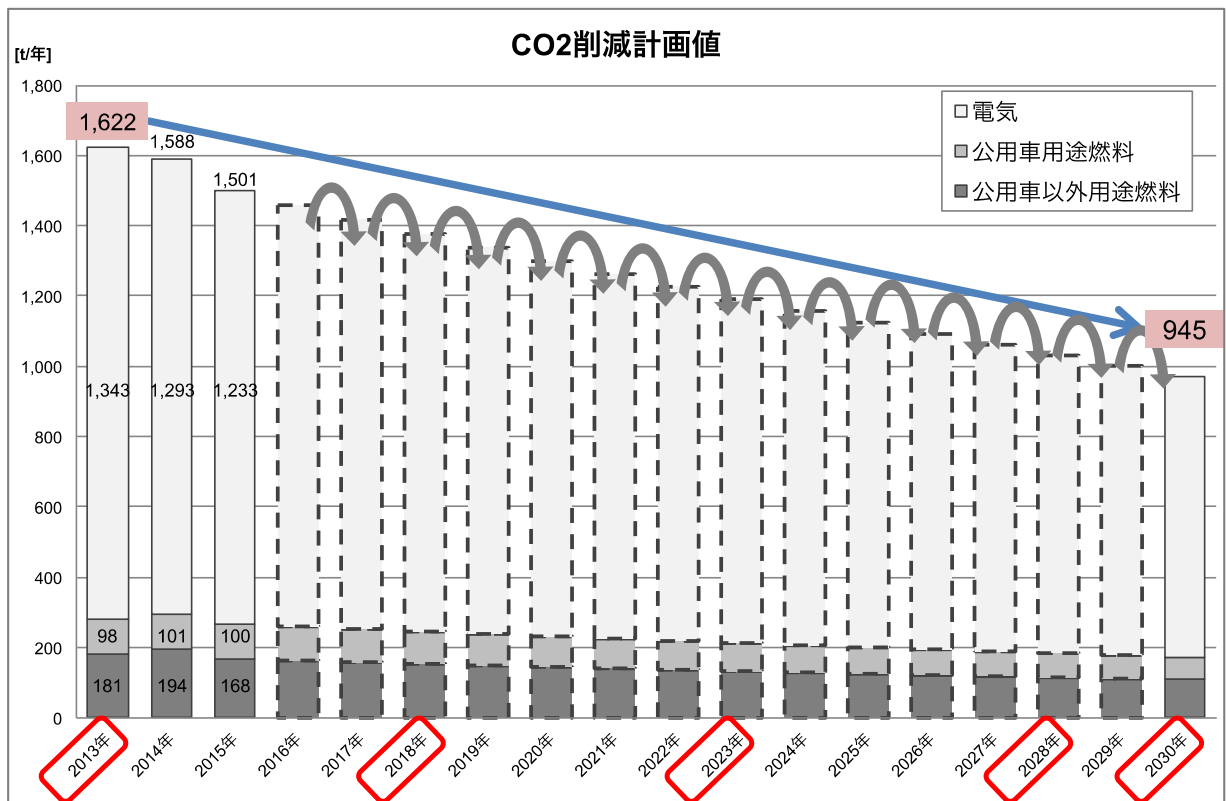
中種子町は、計画期間中に、町役場等から出る温室効果ガス総排出量を、平成42年度までに、40%削減します（平成25年度を基準とします）。

目標

中種子町は、
計画期間中の温室効果ガス総排出量を40%削減します。

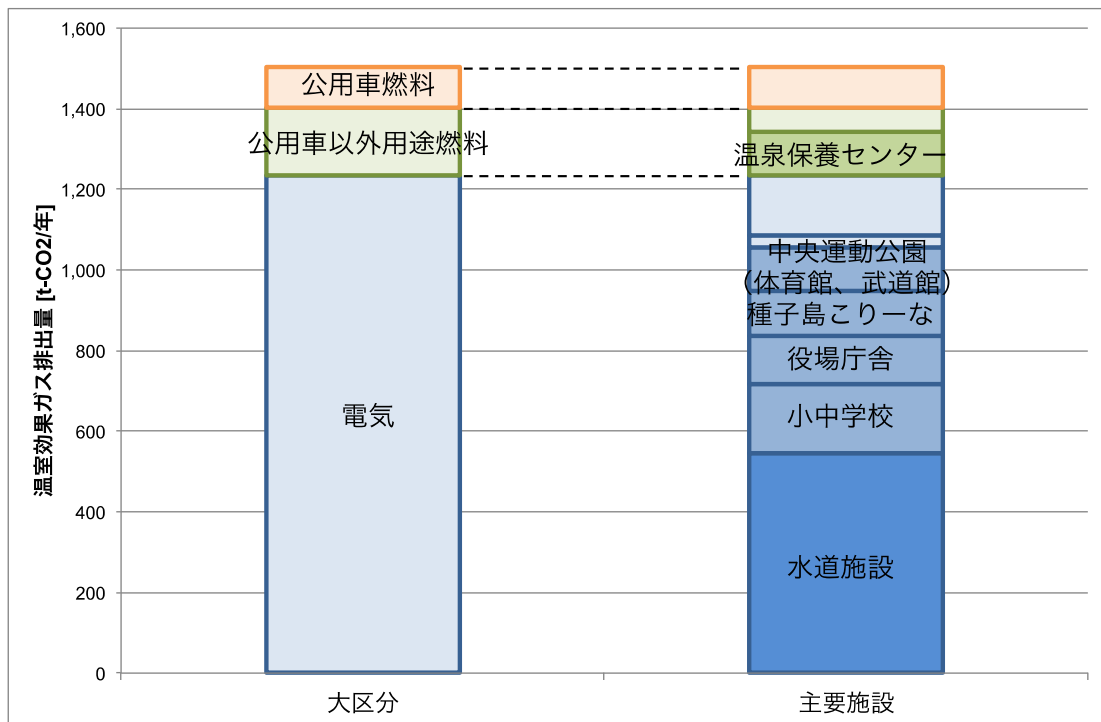
本一次計画での目標削減率は24.4%（2013年度比）とします。

- 一次計画：2018～2022年度、目標削減率24.4%
- 二次計画：2023～2027年度、目標削減率34.6%
- 三次計画：2028～2030年度、目標削減率40.0%
-



各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜、情報公開していきます。

消費するエネルギー形態から「電気」、「公用車以外用途燃料」、「公用車燃料」の3つに区分すると、本町の温室効果ガス排出傾向としていくつかの施設がその大部分を占めています。これらの主要温室効果ガス排出施設に対する重点的な検討が重要です。



温室効果ガス排出量主要施設内訳 (2015年度実績)

第3章 取組内容

1. 職員共通の取組

第1次計画では、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行します。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ 空調設定温度・湿度の適正化
	・ 使用されていない部屋の空調停止
	・ 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
	・ 夜間等の外気取入れ
給排水・給湯	・ 冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	・ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・ エコドライブの推進

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	・ 資料の共有化や簡略化
	・ 庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	・ 職場のごみ箱の撤去。不用意なゴミの削減
	・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・ 割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進
物品購入	・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
	・ グリーン購入の推進

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

2. 庁舎・施設管理等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・回収工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取組を推進します。

また、温室効果ガス排出量に占める割合が大きい施設については、目標達成に向けて個別対策の検討を行います。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ 密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去
	・ 冷却塔充てん剤の清掃
	・ 冷却水の適正な水質管理
空調	・ 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	・ 照明器具の定期的な保守及び点検

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ 冷温水出口温度の適正化
	・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化
	・ 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化
	・ 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化
	・ 熱源機の運転圧力の適正化
	・ 熱源機の停止時間の電源遮断
	・ 熱源機のブロー量の適正化
	・ 燃焼設備の空気比の適正化
空調	・ ウォーミングアップ時の外気取入停止
	・ 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
	・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
	・ 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給排水・給湯	・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化
	・ 給湯温度・循環水量の適正化
受変電	・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善）
	・ 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	・ 庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	・ 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	・ ヒートポンプシステムの導入
	・ ポンプ台数制御システムの導入
	・ ポンプの変流量制御システムの導入
	・ 熱源機の台数制御システムの導入
	・ 大温度差送風・送水システムの導入
	・ 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	・ 空調対象範囲の細分化
	・ 可変風量制御方式の導入
	・ ファンへの省エネベルトの導入
	・ エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
	・ 全熱交換器の導入
	・ スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	・ デマンド制御の導入(ピーク電力の削減)
照明	・ 高周波点灯形(Hf)蛍光灯への更新
	・ 照明対象範囲の細分化
	・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
	・ 人感センサーの導入
	・ 高効率ランプへの更新
	・ LED照明への更新
建物	・ 高断熱ガラス・二重サッシの導入

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

【再生可能エネルギーに関する取組】

項目	取組内容
再生可能エネルギーの導入	・ 太陽光・太陽熱の導入
	・ 風力の導入
	・ バイオマスの導入

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

3. 事務局の取組

中種子町地球温暖化対策等委員会事務局は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取組みも検討していきます。

① 職員等の意識啓発活動の推進

中種子町全体全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。中種子町地球温暖化対策等委員会事務局は、職員向け説明会や研修会、関連するポスター等の掲示、職員向けNews（通信）等の発信など、様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進します。

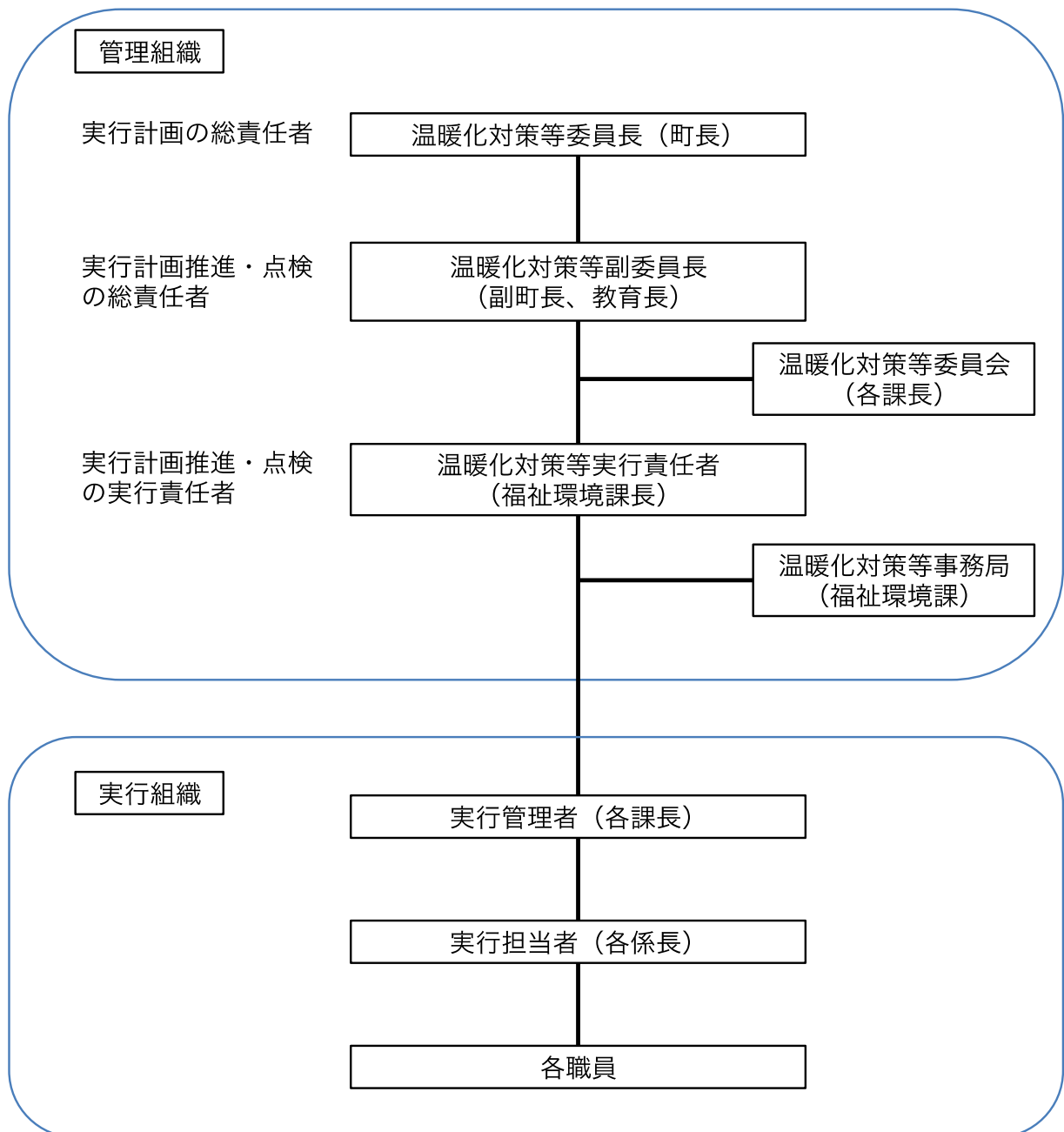
② 活動実績のとりまとめと公表

中種子町地球温暖化対策等委員会事務局は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等を取りまとめ、中種子町地球温暖化対策等委員会に報告する。また、中種子町地球温暖化対策等委員会事務局は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形で公表します。

第4章 計画の進行管理

1. 推進体制

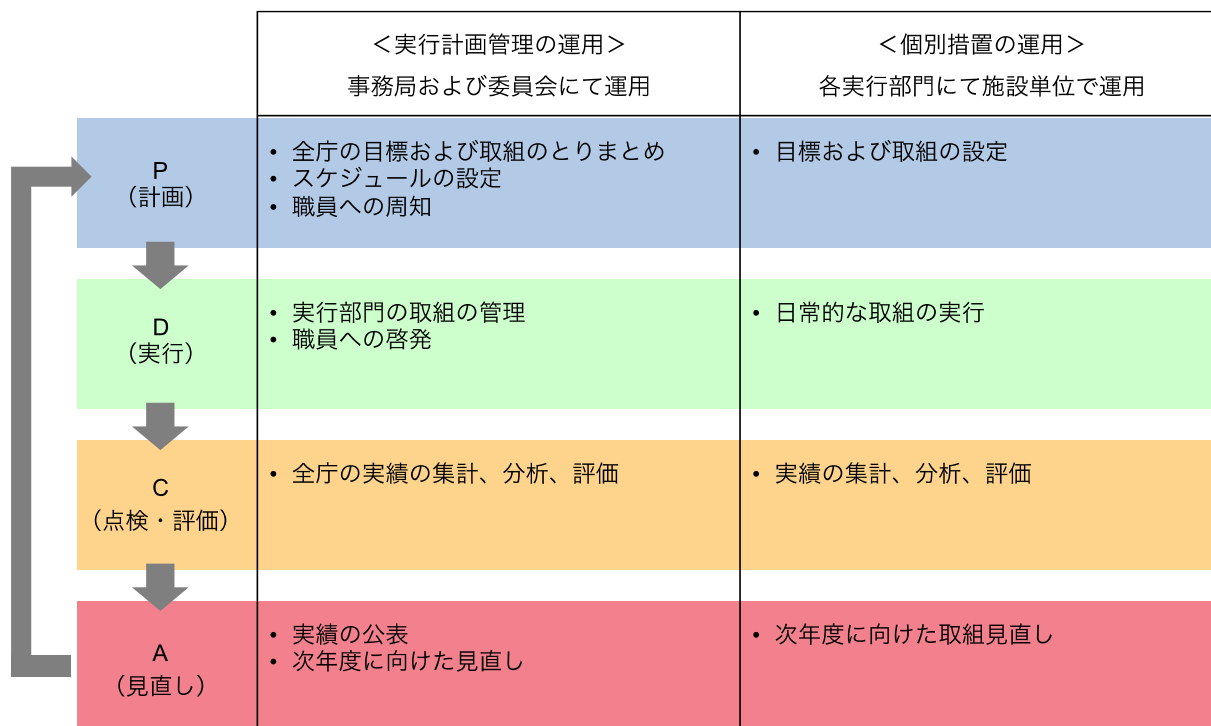
「第1次中種子町エコチャレンジ・プラン」は、次の体制で実施します。
詳細は「中種子町地球温暖化対策等委員会設置要綱」に定めます。



推進体制図

2. 進行管理の仕組み

「第1次中種子町エコチャレンジ・プラン」の仕組みは次のとおりです。



進行管理の仕組み図

①計画（Plan）

課長等は、第2章に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性、及び第3章に示した取組の励行等について係長・施設長等、及び職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減（抑制）に関する取組を励行する。

②実行（Do）

係長・施設長等、及び職員等は、課長等の指示に基づき、事務執行の際に「エコ点検表兼報告書」のチェック項目に示された事項を着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）に務める。

③点検・評価（Check）

【エコ推進員の実施事項】

エコ推進員は、週に1回職員の取組状況を「エコ点検表兼報告書」に記録し、毎月1回評価を行い、係長または施設長に報告する。

【係長・施設長等の実施事項】

係長・施設長等は、エコ推進員の報告を踏まえて、所管の取組を総括するとともに、所管の設備機器の利用状況（改修・更新等）の状況を把握し、「工

「コ点検表兼報告書」に記録のうえ、月に 1 回課長等に報告する。また、年に 1 回（毎月でも可）所管のエネルギー使用量を、環境省が公表している「かんたん算定シート」に入力し、課長等に報告する。

【課長等の実施事項】

課長等は、係長・施設長等からの報告を踏まえて、課内の取組を総括し、「所属活動報告書」に記入して半年に 1 回事務局に提出する。また、「かんたん算定シート」を確認し、温室効果ガス排出量の削減状況等の評価を行い、「所属活動報告書」に記入して、年に 1 回事務局に提出する。

【中種子町地球温暖化対策等委員会事務局の実施事項】

中種子町地球温暖化対策等委員会事務局は、課長等から提出された「所属活動報告書」を取りまとめて、半年に 1 回、活動総括報告書を作成し、地球温暖化対策等実行責任者（福祉環境課長）に報告する。

課長等から提出された「かんたん算定シート」に基づき、中種子町全体の集計を行い、温室効果ガス排出量の状況を取りまとめ、地球温暖化対策等実行責任者（福祉環境課長）に報告する。

④見直し（Action）

地球温暖化対策等実行責任者（福祉環境課長）は、中種子町地球温暖化対策等委員会事務局からの報告を踏まえて、各課等における実行計画の進捗状況を総括し、年に 1 回中種子町地球温暖化対策等委員会に報告する。

中種子町地球温暖化対策等委員会は、地球温暖化対策実行責任者（福祉環境課長）の報告を踏まえて、毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

⑤実績の公表

中種子町地球温暖化対策等委員会事務局は、中種子町地球温暖化対策等委員会の結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年 1 回、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形で公表する。

參考資料

参考資料1 中種子町地球温暖化対策等委員会 設置要綱

(設置)

第1条 「中種子町地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、「中種子町地球温暖化対策等委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の策定・推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステムの管理運営に関すること。
- (4) その他、必要な事項

(組織)

第3条 対策委員会は、委員長、副委員長、実行責任者、事務局長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。委員長は町長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。副委員長には、副町長および教育長をもって充てる。

4 実行責任者は、地球温暖化対策内容を取り決め、これを推進する。実行責任者は、福祉環境課長をもって充てる。

5 事務局長は、事務の取りまとめを行う。事務局長は福祉環境課長をもって充てる。

6 委員は、中種子町行政組織規則に規定する課長をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、主催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(部会)

第5条 部会は、委員長から下命された事項について調査検討し、その結果を委員会に報告する。部会長及び部会員は、職員のうちから委員会が指名する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉環境課環境衛生係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年04月01日から実施する。

参考資料2 対象組織・施設等一覧

担当課	担当部局	施設名称	備考
総務課	総務課	公用車(総務課)	
	総務課消防交通係	消防交通公用車	
	総務課消防交通係	分団消防車	
	総務課管財係	役場庁舎	
	総務課管財係	横町車庫	
	総務課管財係	旧星原中学校	
	総務課管財係	旧星原保育所	
	総務課管財係	旧増田中学校	
	総務課管財係	旧南界中学校	
	総務課施設管理係	なかたねふれあいの里	
	総務課施設管理係	中種子中央運動公園(プール)	
	総務課消防交通係	岩岡分団消防格納庫	
	総務課消防交通係	熊野分団消防格納庫	
	総務課消防交通係	星原分団消防格納庫	
	総務課消防交通係	増田分団消防格納庫	
	総務課消防交通係	中央分団消防格納庫	
	総務課消防交通係	南界分団消防格納庫	
	総務課消防交通係	納官分団消防格納庫	
	総務課消防交通係	油久分団消防格納庫	
総務課消防交通係	消防詰所全体		
福祉環境課	福祉環境課	公用車(福祉環境課)	
	福祉環境課福祉係	温泉保養センター	
	福祉環境課福祉係	老人福祉センター	社会福祉協議会
	福祉環境課福祉係	古房へき地保健福祉館	古房公民館
	福祉環境課福祉係	坂井児童館	本村公民館
	福祉環境課環境衛生係	と畜場	
農林水産課	農林水産課	公用車(農林水産課)	
	農林水産課林務水産係	ツマベニチョウ飼養施設	
	農林水産課林務水産係	中種子町漁村センター	浜津脇公民館
	農林水産課林務水産係	中種子町漁民研修施設	新町公民館
	農林水産課農村振興係	中種子町農村婦人の家	
	農林水産課農政係	安納いもブランド推進本部	
町民保健課	町民保健課	公用車(町民保健課)	
	町民保健課	保健センター公用車	

	町民保健課保健予防係	保健センター	
中央保育所	中央保育所	公用車(中央保育所)	
	中央保育所	保育所	
教育委員会	教育委員会	公用車(教育委員会)	
	教育総務課管理係	岩岡小学校	
	教育総務課管理係	星原小学校	
	教育総務課管理係	増田小学校	
	教育総務課管理係	中種子中学校	
	教育総務課管理係	南界小学校	
	教育総務課管理係	納官小学校	
	教育総務課管理係	野間小学校	
	教育総務課管理係	油久小学校	
	社会教育課文化係	種子島こりーな	
	社会教育課文化係	中種子町歴史民俗資料館	
	社会教育課社会体育係	相撲場	
	社会教育課社会体育係	中種子中央運動公園(体育館&武道館)	
	社会教育課社会体育係	中種子町弓道場	
	社会教育課社会体育係	中種子町立体育館	
	社会教育課社会教育係	中央公民館	
	教育委員会給食センター	給食センター	
企画課	企画課	公用車(企画課)	
	企画課地域振興係	自然レクレーション村	
	企画課地域振興係	歴史の里坂井公園	
建設課	建設課	公用車(建設課)	
水道課	水道課	公用車(水道課)	
	水道課	水道課施設	
税務課	税務課	公用車(税務課)	
農業委員会	農業委員会	公用車(農業委員会)	
農地整備課	農地整備課	公用車(農地整備課)	